

令和 7 年 10 月 7 日
建設・水道常任委員会資料
建設部住宅課

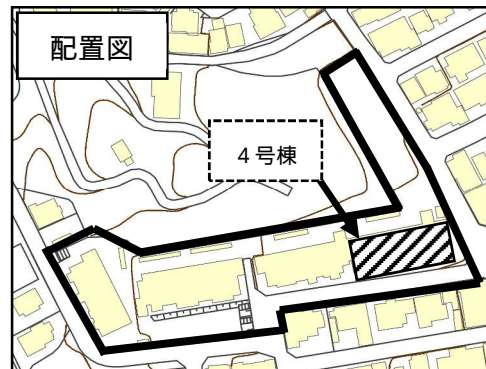
神明宮西市営住宅 4 号棟引込分電盤における配線の誤りについて

神明宮西市営住宅 4 号棟において、外部から電力を引き込む分電盤内の配線の誤りにより、団地自治会が負担する 4 号棟共用部分にかかる電気料金に過払いが生じていたことが判明しましたので、事案の概要をご報告いたします。

なお現在、団地自治会と過払い金への対応について協議を進めているところです。

1．住宅概要

名 称：神明宮西市営住宅
所在地：宇治市神明宮西 35 番地
戸 数：全 54 戸（うち 4 号棟 15 戸）
建 設：平成 9 年度～平成 11 年度



2．事案の経過

H12 年 3 月 4 号棟竣工
5 月 供用開始(入居開始)

R7 年 2 月～ 自治会役員より 4 号棟共用部分の電気料金について相談

4 月 15 日 市の調査で引込分電盤内の配線誤りが判明

4 月 17 日 配線の修正作業実施(過払い状態の解消)

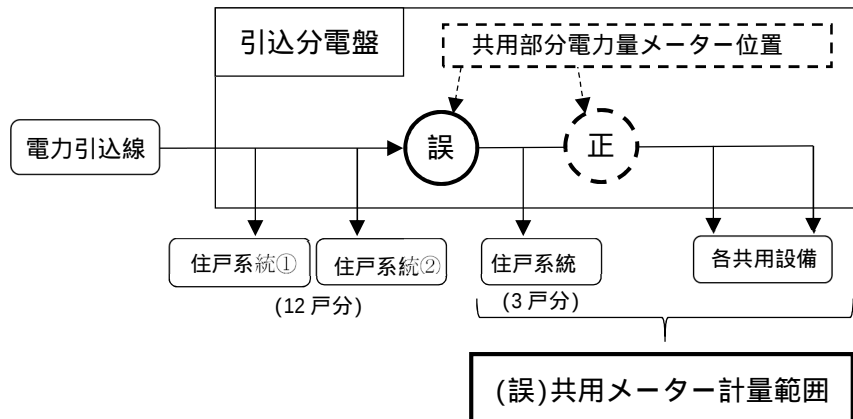
4 月下旬以降

- ・ 関西電力(株)および関西電力送配電(株)と過払い分の返還の可否確認
電力使用量データの提供などについて協議
- ・ 関西電力送配電(株)からの提供データを基に、関西電力(株)からの返還対象とならない期間の過払い金の推計を実施
- ・ 自治会役員へ状況説明および対応についての協議
- ・ 電気工事を施工した事業者へ状況説明および調整

3．配線の誤りの状況

4号棟の分電盤内において、下図に示す共用部分電力量メーターが、「正」の位置とすべきところ「誤」の位置に配線されていたことにより、一部住戸(住戸系統 (3戸分))の使用電力量が共用部分電力量メーターで誤って計量され、共用部分の電気料金が過大に算定される状態となっていた。

なお、各住戸には子メーターが設置され、住戸ごとの電気料金は入居者が別途支払いを行っている。



4．原因

平成9年度から平成11年度の間の実施した建替え事業に伴う3、4号棟の建設工事のうち電気工事において、4号棟の分電盤が誤った配線で製作・設置され、供用開始されたもの。

5．影響

平成12年5月の4号棟入居開始以降、令和7年4月17日に配線修正作業を実施するまでの間、自治会負担の4号棟共用部分の電気料金において、過払いが生じていた。

6．今後の対応

- ・自治会と電力契約を締結している関西電力㈱からは、これまでの過払い電気料金のうち、直近10年分が返還される見込みです。
- ・民法の規定に基づき、直近20年分(うち関西電力㈱から返還される10年を除く)を市から補償する方向で自治会と調整を図っているところです。
- ・電気工事を施工した事業者からは、時効により法的責任はないものの、道義的責任として一定の対応を行いたいと申し出があり、対応について調整しているところです。